

一般社団法人地域共生ライフアップ

定 款

作成年月日 令和 5 年 10 月 4 日

一般社団法人地域共生ライフアップ

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人地域共生ライフアップと称する。

(目 的)

第2条 当法人は、人と人が支え助け合い、安心の輪を広げ、豊かで満足の出来る社会の実現を目指すことを目的とし、地域社会への貢献に資するため、次の事業を行う。

- (1) 食事の事業
- (2) 学習サポート事業
- (3) 居場所づくり事業
- (4) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を沖縄県那覇市に置く。

(公 告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

第2章 社 員

(社 員)

第5条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同して入社した者とする。

(入 社)

第6条 当法人の社員となるには、当法人所定の様式による申込をし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費の支払義務)

第7条 社員は、社員総会で定める額の経費を支払う義務を負う。

(社員名簿)

第8条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成する。

(退 社)

第9条 社員は、次に掲げる事由によって退社する。

- (1) 社員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。
 - (2) 死亡
 - (3) 総社員の同意
 - (4) 除名
- 2 社員の除名は、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項の定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

(招 集)

第10条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第11条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第12条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

(議決権)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(理事の員数)

第16条 当法人の理事の員数は、1名以上とする。

(理事の選任の方法)

第17条 当法人の理事は、社員総会の決議によって、社員の中から選任する。

(代表理事)

第18条 当法人に理事が2名以上いるときは、理事の互選によって代表理事1名を選定する。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(理事の任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第20条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第21条 当法人の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第22条 代表理事又は理事は、毎事業年度、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告並びにこれらの付属明細書を作成しなければならない。

2 計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第23条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年8月31日までとする。

(設立時の役員)

第24条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時理事 眞榮城 かおり

設立時理事 眞榮城 希望

設立時理事 暁 美鈴

設立時代表理事 眞榮城 かおり

(設立時社員の氏名及び住所)

第25条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

氏名 眞榮城 かおり

設立時社員

氏名 眞榮城 希望

設立時社員

氏名 暁 美鈴

(法令の準拠)

第26条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人地域共生ライフアップを設立する為、設立時社員眞榮城かおり、同眞榮城希望、同暁美鈴の定款作成代理人である行政書士與儀清和は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和 5 年 10 月 4 日

沖縄県那覇市古島1丁目24番3-205号
行政書士與儀清和事務所
行政書士 與儀 清和
(登録番号04471809号)